二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　山之川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県薩摩郡さつま町平川
　字屋敷添　四七二八番一地先道路敷　一号及び二十号
　　四七二八番　二号から四号まで、十八号及び十九号
　　四七三一番　五号
　　四七三二番三　六号及び七号
　　四七三二番一　八号
　　四七二三番一二　九号
　　四七二三番一三　十号
　　四七二三番九　十三号
　　四七二三番六　十四号及び十五号
　　四七二三番一　十六号
　　四七二九番　十七号
　字井手山　三九四二番一　十一号
　　三九四〇番一　十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　平野谷第一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
　鹿児島県垂水市牛根麓
　字長濱　一二九二番
　字下大中野　一三三〇番一及び一三三〇番二
　　一三三一番一及び一三三一番二
　　一三三二番
　　一三三三番一及び一三三三番二
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県垂水市牛根麓
　字下大中野　一三三九番一　一号
　　一三三七番一　二号及び三号
　字長濱　一二九二番　四号
　　一二九四番　五号から八号まで
　ハ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十四号までを順次結んだ線及び標柱九号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県垂水市牛根麓
　字下大中野　一三三六番一　九号
　　一三三五番一　十号
　　一三三四番一　十一号
　　一三三三番一　十二号及び十三号
　　一三三一番一　十四号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　里川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県奄美市名瀬大字小宿
　字平河　二一二一番　一号から三号まで
　　二一二三番　四号及び五号
　　二一一六番　六号
　　二一一四番一　七号及び八号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　松原川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　鹿児島県大島郡天城町大字松原
　字新田配田　七八五番九　一号及び十四号
　　七八四番一　二号、三号、十号、十二号及び十三号
　　七八四番四　十一号
　字雨気嶽　二八七〇番三　四号
　　二八七〇番一〇　五号
　　二八七〇番二　六号及び七号
　　二八七〇番五　八号
　　二八七〇番一一　九号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　栗山追川一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十三年国土交通省告示第千二百八十四号で指定した同号四に掲げる土地の区域を除く。）
　鹿児島県いちき串木野市芹ヶ野
　　一四七九四番四　一号
　　一四七七五番一　二号及び三号
　　一四七七八番　四号
　　一四七八六番一　五号
　　一四七八六番三　六号及び七号
　　一四七九九番一　八号及び九号
　　一四八〇〇番　十号
○国土交通省告示第七百五十五号
　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十八年五月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　八九郎東沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　秋田県鹿角郡小坂町小坂
　字大石平　三五番　一号
　　三七番　二号及び十号から十二号まで
　　四〇番　三号
　　一三四番　四号
　　三五番　五号
　　一三六番二　六号
　　一三六番一　八号
　　一三七番　九号
　字台作　四番二二　七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　椛沢沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　秋田県大館市餌釣
　字椛沢　一二八番二　一号
　　一二六番　二号
　　一五七番一　三号
　　一五七番三　四号
　　九二番　五号
　　一五二番三　六号
　　八〇番二　七号
　　四番三　八号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　沼山沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　秋田県横手市大沢
　字内山出口　三七番　一号
　　五八番　二号から五号まで
　　五六番　十三号から十五号まで
　字内山　六八番　六号
　　八番　七号
　字赤平　四八番　八号から十二号まで
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　山の手沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　秋田県横手市前郷
　字城付　一番一　一号から八号まで
○国土交通省告示第七百五十六号
　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十八年五月十七日　　国土交通大臣　石井　啓一
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　須通東川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を平成二十八年国土交通省告示第二百五十九号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域